

第 5 回 J A S 制度のあり方検討会で委員から出された意見

1. J A S 規格のコンセプトの明確化

(1) J A S 規格は原則差別化規格とし、名称・品質の標準化が必要な品目のみ標準規格を制定することについて

- 消費者の選択の基準という観点からは、製品の特徴がはっきり分かるという意味で差別化規格が望ましい。
- 生産情報公表 J A S のように、消費者ニーズに対応して、標準にプラスして差別化規格を定めるのは望ましいことである。
- 食文化を継承するには、「何が本来のハムか」といった昔の作り方を残していく必要がある。そういう意味でも差別化規格はあって良い。
- 差別化というが、一直線の上下関係ではなく、様々な方向の立体的な差別化がありうるのではないか。
- コンセプトは理解するが、やはり「差別化」という言葉が良くない。「特色」とか「こだわり」といった言葉もあるのではないか。
- コンセプトが「標準」と「差別化」に整理され、分かりやすくなった。このうち、標準的な J A S 規格については、少なくとも現行規格で明確にされている定義・概念について何らかの形で担保するものとすべき。
- 差別化規格に当てはまる商品だから価格に転嫁するということでは良くない。消費者は、有機や生産情報公表 J A S のように、より安心が確保される規格を歓迎するのではないか。
- 企業としては、お金をかけて差別化したのだから、それを価格に反映し、消費者にも応分の負担を求めるとするのが一般的ではないか。
- 標準規格と差別化規格で同じマークを使うと分からなくなるので、マークを替えるべきではないか。
- マークが沢山できると、J A S の内容がかえって分かりにくくなるおそれがある。
- 菓子にはほとんど J A S 規格がないが、現在ある規格についても必要性を検討し、菓子のように規格がなくても問題ないということであれば、規格の数は少なくなっていくのではないか。

(2) 個別品質表示基準による名称規制は廃止し、J A S 規格で名称の拠り所を示し、横断品質表示基準により統一的に取り締まることについて

- 消費者は一括表示欄に記された名称よりも、メーカー名や商品名に関心を持って商品を選択していることから、一括表示欄の名称は必ずしも厳しく規制する必要はないのではないか。

- 名称規制を緩めるのは、企業の立場としては歓迎すべき部分もあるが、国際的な食品規格の議論の中で、日本として定義をどの程度強く決めておくのか、国際的にも名称の規制を緩くしていくというスタンスで進めてよいのか、という点は気になる。
- 名称以外の定義事項や、定義以外の項目で個別品目特有の項目については、横断的品質表示基準になじまないものが多く、対応を検討する必要がある。
- 誤認表示に当たるか否かの判断基準については、ＪＡＳ調査会での議論やＱ＆Ａにより、できるだけ明確に示してほしい。

２．新たな社会ニーズに対応したＪＡＳ規格の展開

（１）表示とリンクしたＪＡＳ規格について

- 本来表示は真正に行うべきであり、認証されていなければ内容が正しくない、と受け取られかねないのは問題。次々と新たなＪＡＳを制定していくと際限がなくなるおそれがあり、第三者認証は本当に必要なものに絞って用いるべき。
- 有機のように認証マークが付いていなければ表示できないという義務的な制度はありうるが、任意表示と第三者認証の混在は混乱を招くのではないか。
- 表示の真正性を保証する規格は、将来的には不要になるのが理想であるが、消費者は大企業の表示ですら信用できない状況にあり、現段階では必要性があるのではないか。
- いたずらに色々なＪＡＳ規格を増やすのはどうかと思うが、一方で、わずかではあっても不正な表示を行う事業者が存在しており、正確に表示している業者を応援する意味では表示認証の制度も必要かと思う。
- 表示の真正性を担保する規格は、コンプライアンス体制の認証となるが、それは現在ＪＩＳやＩＳＯでも横断的に議論されている。消費者の不安もあるだろうが、必ずしも国家規格とする必要はなく、ＩＳＯのような民間規格を後押しすべきではないか。
- 社会的なコストも考慮する必要があるが、表示内容の認証制度を設ける意味は、表示の真正性を確保するに当たり、その背後にある企業内部のコンプライアンスのための組織・体制を整備する手助けとなることにある。また、個々の物資のハード面の規格というより、ソフト面を対象とする新たな規格として、現在の社会的ニーズを勘案すると重要性があるのではないか。
- 表示内容の認証となると、従業員の理解度や運用システムも含め、行程全体を見なければ検査できないことから、検査の観点からはトレーサビ

リティと同様のものとなる。

- 制度としては難しいかもしれないが、運用として、任意表示事項だけでなく義務表示事項の真正性までチェックすることはできないか。
- 認証を得ることを条件に義務表示事項の一部を省略することを可能にするという提案については、基本的に賛成だが、これは表示内容の真正性を認証するＪＡＳと相互に補い合う性格のものではないか。

（２）流通の方法に関するＪＡＳ規格について

- 流通ＪＡＳは、消費者がお金を支払ってもよいという仕組みができるかどうかにかんする。
- 流通段階で不正が起きた例もあり、流通段階が明らかになるのは、消費者に歓迎される。
- 流通ＪＡＳは、生産情報公表ＪＡＳとセットでトレーサビリティＪＡＳとして完成させればよいと思う。
- 流通段階の管理により品質が変わってくる例として、卵については、常温でも保存できるが、低温管理すれば常温管理と比べて長持ちするとともに品質が良くなる。
- 生鮮野菜・果実では、産直もあるが、多くはコールドチェーンが未完全な部分もある市場を経由して流通していることから、簡単には適用できないのではないか。
- 低温流通を管理するのは、トラック輸送時の温度計測が必要になる等、技術的に難しい面があり、時期尚早ではないか。
- 流通過程がよく分からない不安があるのは確かだが、安易に新しいタイプのＪＡＳ規格とマークを増やしていくと混乱する面もあり、現在あるＪＡＳ規格が消費者に浸透した後に検討すべき課題ではないか。
- 民間が検査しても、嘘をつかれても分からず、流通ＪＡＳは検査が大変ではないかと感じる。むしろ行政の抜き打ち検査の方が有効ではないか。
- 流通の方法に関する規格の所で、「混入ゼロ」等のゼロトレランスを推奨するような表現があったが、完全にゼロと言うことはあり得ないので、言葉遣いとしていかがなものか。

（３）その他のＪＡＳ規格のアイデアについて

- シルバーＪＡＳは、他制度との関係で多少の困難があっても、消費者にとって安心・安全が確保できるものとなれば、新装開店の目玉になる。
- 味、栄養だけでなく、噛みやすさ、飲み込みやすさ、そして包装の開けやすさ等も含め、ひとつの分野として高齢者用の食品の規格があればよいと思う。
- シルバーＪＡＳというと介護食品のイメージがあるが、そこまでいかな

くとも、少し軟らかいほうが食べやすいというものがあると思う。今すぐでなくとも、いずれ検討してほしい。

- 環境ＪＡＳについては、今後のあるべき姿を示す意味で国家規格を定める意義があるのではないか。製造時のエネルギー源、容器包装、廃液処理等の観点から、今すぐに必要かどうかはさておき、検討を行う必要はあるのではないか。
- シルバー、環境をはじめ、差別化規格を立体的に広げていき、ＪＡＳマークが増えると、かえって混乱するおそれがある。
- 環境ＪＡＳ、シルバーＪＡＳも含め、他制度における取り組みとの調整が必要であり、棲み分けの考え方を整理すべき。
- 加工食品の原材料としての生鮮食品については、使用されたあるいは混入した残留農薬等の確認のために多大な時間と労力を要するのが実情であり、食品原材料となる生鮮食品の検査・品質保証が確実になされていることを担保するＪＡＳ規格を検討すべき。
- 個別の物資に着目して定められるＪＡＳ規格のみならず、物資横断的なもの、新規の品目も取り入れ、必要があればＪＡＳ法の改正も含めて検討してはどうか。
- ペットや観賞植物の規格化については、差別化規格が原則ということから考えると、差別化規格を作るのは難しいかと感じる。

３．ＪＡＳ規格の制定・見直しの基準

- 小売販売額１００億円という基準が例示されているが、林産物は食品と比べて消費量が多くないことから、食品と林産物は区別して扱ってほしい。